

# 仙台塩釜港で発生した油流出事故で影響を受けた中小企業者の皆様へ 県制度融資による資金繰り支援をご案内します

## 災害復旧対策資金(一般枠)

### ご利用いただける方

令和8年3月25日、仙台塩釜港塩釜港区で発生した重油流出事故に起因して、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少している県内中小企業者等の方

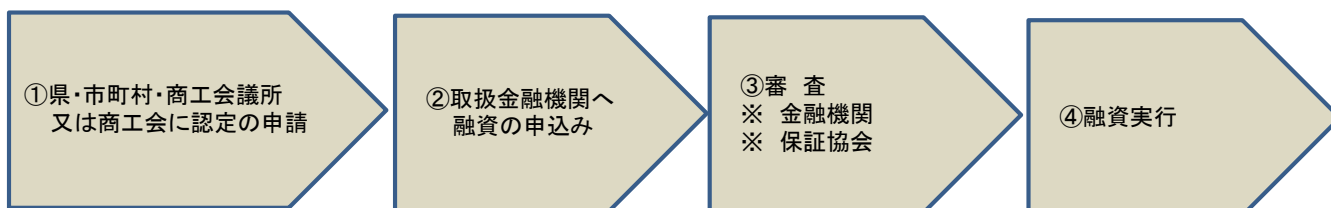
※ 売上げが減少していることについて、県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。

※ ご利用を希望される方は、最寄りの窓口に「災害復旧対策資金融資対象認定申請書(様式第2号の2)」を提出して認定書の交付を受けてください。様式は、商工金融課HPに掲載しています。

### ご融資の条件

- 融資限度額 一災害5,000万円
- 融資利率 年2.0%以内
- 資金用途 運転資金、設備資金
- 償還期間 10年以内(据置2年以内)
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 必要な場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要。
- 信用保証料率 年0.45%~1.00%
- 取扱金融機関 県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
- 取扱期間 令和8年4月10日(金)から令和8年7月31日(金)の信用保証協会申込分まで

### お手続きの流れ



### ご利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前に対処金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は、融資が確実に実行されることをお約束するものではありません。

### お問合せ先

宮城県経済商工観光部 商工金融課(商工金融班)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階

電話 022-211-2744

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/svokokin/>

## 災害復旧対策資金についてのQ&A

Q1 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」の認定申請や提出先について教えてください。

A1: 本資金の利用を希望する方は、「災害復旧対策資金融資対象認定申請書(様式第2号の2)」に必要事項を記載し、認定機関である県(商工金融課)、市町村、商工会議所、商工会のいずれかへ提出し、認定を受けてください。

なお、売上高の減少の状況について確認しますので、試算表、売上台帳等を添付してください。

▶「様式第2号の2」の申請書様式は、こちらからダウンロードしてください。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/25911/keian0202.pdf>

〔認定申請書「2災害の概要」の記載方法〕

(1) 災害の名称 「令和8年3月25日に仙台塩釜港で発生した油流出事故」

(2) 被害発生の年月日 「令和8年〇月」

※ 「月」は、災害の影響を受けて売上の減少が生じた月となります。

(3) 被害の状況等 ※ 売上高減少の要因が上記事故によるものであることが分かるように記載してください。

(例) 令和8年3月25日に仙台塩釜港で発生した油流出事故により、水産加工品の製造や出荷ができず、売上高が前年度比〇〇%減少している等

Q2 最近1か月の売上高とは、いつになりますか。

A2: 申請月の前月を「最近1か月」として判定します。

例えば、令和8年5月に申請する場合は、原則として「令和8年4月の売上高が前年同月比で10%以上減少していること」を要件とします。

令和8年4月の売上高で要件を満たさない場合や令和8年4月の売上高が未集計の場合は、「令和8年3月の売上高が前年同月比で10%以上減少していること」でも要件を満たすものとします。ただし、遡ることができるのは事故発生の令和8年3月までとします。

なお、売上高の減少状況について確認しますので、試算表、売上台帳等を添付してください。

Q3 認定されれば、融資実行されますか。

A3: 認定書は、融資要件を満たしていることを確認したものととなりますが、この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査を受けることになります。

審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、利用に当たっては、あらかじめ金融機関にご相談されることをお勧めします。

Q4 個人事業主も対象になりますか。

A4: 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人事業主の方も対象になります。

なお、漁業者は、中小企業信用保証制度を利用できないため、本資金は利用対象外となります。

Q5 本資金の資金用途は、運転資金・設備資金のいずれにも利用できますか。

A5: 本資金は、令和8年3月25日に仙台塩釜港塩釜港区で発生した重油流出事故に起因して売上高の減少、資金繰りが悪化した県内中小事業者等を対象としていることから、原則として運転資金のみが対象となるものと考えています。設備資金が必要となる特別の理由がある場合は、別途ご相談ください。

なお、養殖施設の被害など、水産養殖業は中小企業信用保証制度の対象外につき、基本的に利用対象外となりますが、事業の内容により、一部対象となる場合がありますので、詳しくは、宮城県信用保証協会へお問い合わせください。